

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	総務省消防庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	消防用設備等が設置されている事業所床面積に係る事業所税の非課税範囲の拡充		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）が平成25年3月27日に公布され、消防法施行令別表第1（6）項の対象範囲の見直しが行われたことに伴い、事業所税の非課税の対象範囲が変わる可能性があることから、平成26年度の税制改正要望として提出するものである。（消防法施行令別表第1（6）項の対象範囲の見直しに係る規定は、平成27年4月1日施行。）</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税法第701条の34第4項において、指定都市等は、百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして政令で定めるものに設置される消防用設備等で政令で定めるもの等に係る事業所床面積に対しては資産割を課することができないこととされている。 また、地方税法施行令第56条の43第1項において、地方税法第701条の34第4項に規定する防火対象物で多数の者が出入りする者として政令で定めるものは、消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物とされているところ。</p>		
関係条文	<p>地方税法施行令第56条の43第1項 地方税法第701条の34第4項 消防法第17条第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲7.5のうち数（ - ） [平年度] ▲7.5のうち数（ - ） [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 <u>制度改正を要望するものではなく、消防法施行令の一部改正によって、非課税対象の事業所が増加することにより事業所税の税収に影響を与える可能性があることから、提出するものである。</u></p> <p>（2）施策の必要性 事業所税の税収に影響を与える可能性があることから提出する。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）が平成 25 年 3 月 27 日に公布され、消防法施行令別表第 1（6）項の対象範囲の見直しの内容が確定したことから、今年度の要望として提出するものである。
	政策の達成目標	防災管理体制の整備、維持による良好な都市環境の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	平成 27 年度施行のため該当なし。
有効性	要望の措置の適用見込み	消防法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に該当し適用事業所床面積となるものが（軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護を行う施設）、防火対象物数 117 件、対象床面積 12,443 ㎡ この他、消防法施行令別表第 1（6）項「その他これらに類するもの」に該当する防火対象物へ適用見込みがある
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	防火対象物の消防用設備等設置維持管理による良好な都市環境の確保
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	税制上の措置を講ずることにより、消防用設備等の消防法第 17 条による設置維持管理、同第 17 条の 3 の 3 による法定点検はもとより、他の防火上有効な措置に係る費用の捻出等により良好な都市環境の確保に資するものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 25 年 8 月時点で、消防法施行令別表第 1（6）項口又はハに掲げる防火対象物であって消防法第 17 条 1 項による消防用設備等の設置に係る事業所税非課税対象の防火対象物数は 14721 件で対象事業所床面積は不明</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>4 - 3</p>